

愛南町廃止施設の利活用
のための基本方針

令和5年8月

愛南町

1 策定の目的

愛南町では、平成 29 年 3 月に「愛南町公共施設等総合管理計画」、令和 3 年 3 月には「愛南町個別施設計画」を策定し、適切な公共施設等の管理を行っています。

計画の中では、すでに廃止を決定した施設等（以下「廃止施設」という。）があり、現在利活用がなされているものもありますが、それ以外の施設においても今後どのように利活用をしていくかを検討する必要があります。

このことから、廃止施設の現状を十分に把握した上で、有効に利活用していくための基本方針を策定し、コミュニティの活性化、地域経済の発展、効率的な行財政運営を図ることを目的とします

2 利活用に向けた方針

対象施設の最善の活用方法として、次の 6 つのカテゴリーに分類し、その決定の判断基準及びプロセスを以下のとおりとします。

(1) カテゴリーの設定

ア 地域による活用

地域振興に寄与する事業の用に供するため(地域活動を支える地域コミュニティの場として)、地域住民から活用の要望があったときは、事業内容を精査した上で、最優先で検討します。

イ 公共・公用施設として活用

行政が地域の活性化や防災対策、また公用などの目的で実施する事業に要する施設としての活用を検討します。

ウ 公共的団体等による活用

大学など、他の公共的団体等が、公共又は公益用に供する事業で活用要望があれば検討します。なお、この場合は、「愛南町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づき無償又は減額貸付が可能となります。

エ 民間事業者等による活用

上記アからウによる利用が見込まれないものの、民間事業者等の提案による活用によって地域活性化や町全体の利益に適うと認められるものについては、企業誘致等を含め売却や貸付を検討します。

なお、民間事業者等による活用については、町の課題解決や施策の実現に寄与することに加え、地元の意向も尊重して、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性ととも町や地域へ与える影響などを考慮した上での活用とします。

オ 除却（売却）等の実施

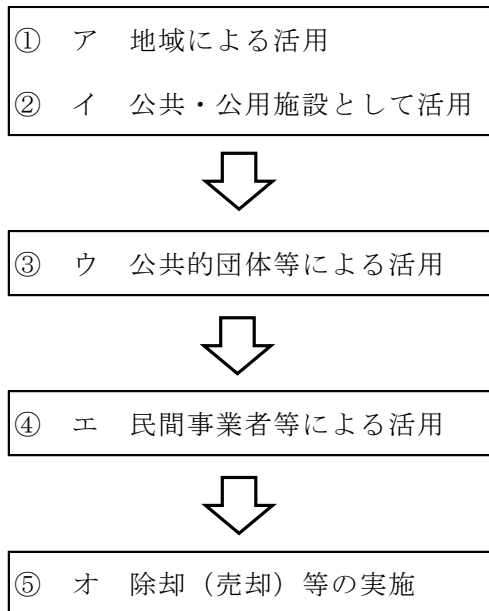
施設の経年劣化により維持管理費等の増大が見込まれ、また、耐震性もなく最終的に利活用に結びつかない施設については除却し、更地となる跡地については、公共的な利用、または、売却や貸付を検討します。なお、老朽化の進行や災害等の状況によって、安全上の懸念がある施設については、利活用の検討を行うことなく、取り壊し等の対応を取ることがあります。

カ 暫定的活用

上記アからオ以外として、現状を理解した上で、利用を希望する団体等がある場合は、暫定的に利用を許可するなど、弾力的な活用も行います。

(2) 利活用における優先順位

利活用における優先順位は、原則として下記の順とします。

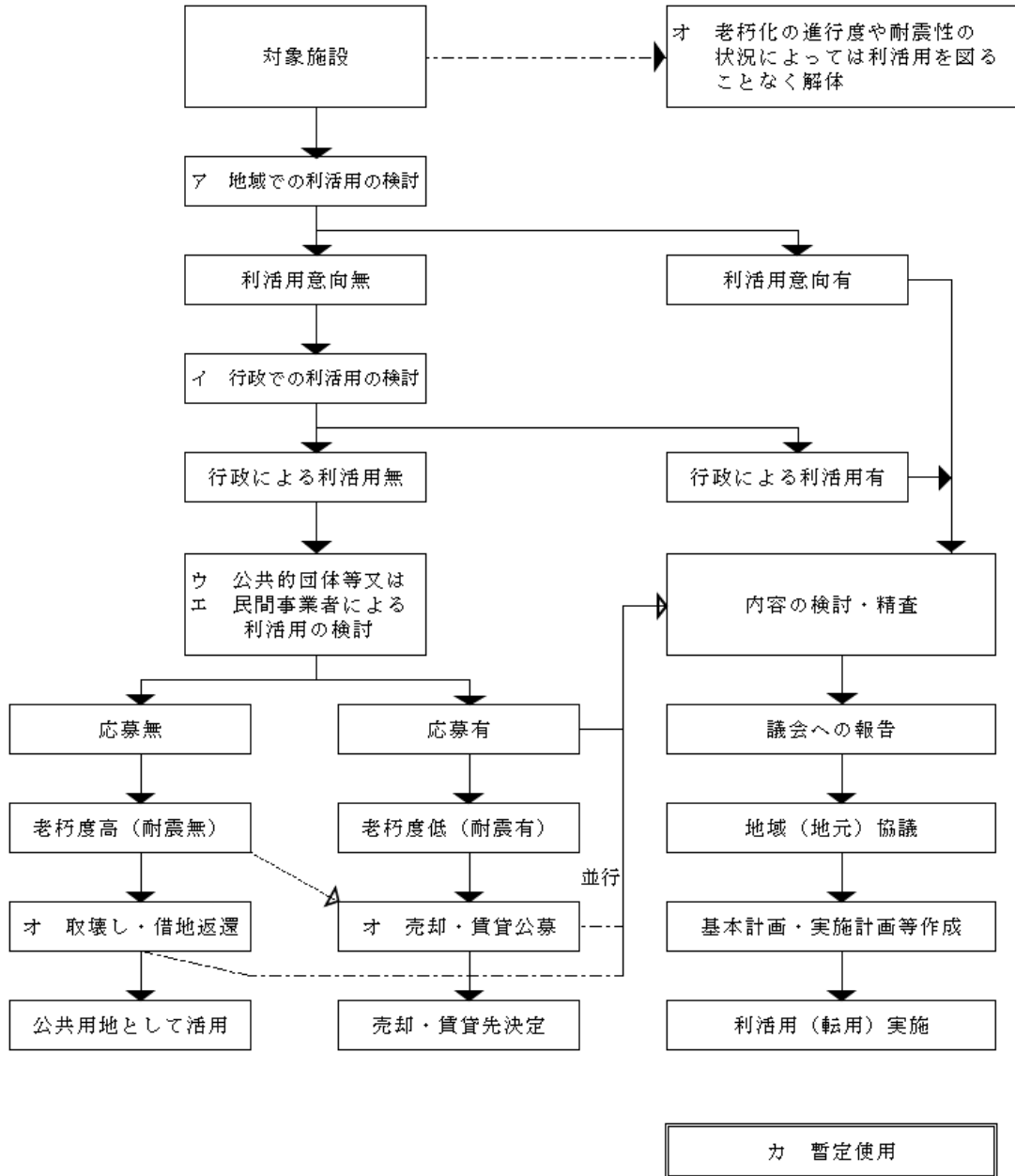


※原則、④・⑤については、①から③の可能性を検討した上で実施します。

※ア～オは4（1）に対応

3 廃止施設利活用決定の流れ

(1) 廃止施設利活用の決定フロー



(2) 廃止施設利用の事務処理について

①利活用に向けた提案

利活用を希望する団体（方）は「愛南町廃止施設利活用申請書（様式1）」により施設利活用の提案を行うものとします。

これを受けて廃止施設利活用の決定フローに基づき、その利活用を判断します。

なお、公共的団体及び民間事業者等による活用の場合は、「愛南町廃止施設利活用申請書」によって提案された内容の検討・精査等が完了し、問題がないと判断した場合は、原則、提案された当該施設及び内容をもとに、公募の上利活用者（団体）を決定します。

②事務処理の基本的な流れ

対象者	利活用の意思(有)	検討	提案上問題ない場合		
地域での利活用	愛南町廃止施設利活用申請書等の提出	内容の検討・精査等	利活用の実施		
公共的団体等による利活用			事業者 公 募	事業者 決 定	利活用 の実施
民間事業者による利活用					

(3) 地域への周知について

廃止施設の地域での利活用等を検討し、施設が所在する地域と協議を行い、賃貸、売却、解体等の方針を定めます。また、賃貸、売却については公募を行い、広報、町HP、防災行政無線により周知を行います。

4 利活用等を決定するための判断基準

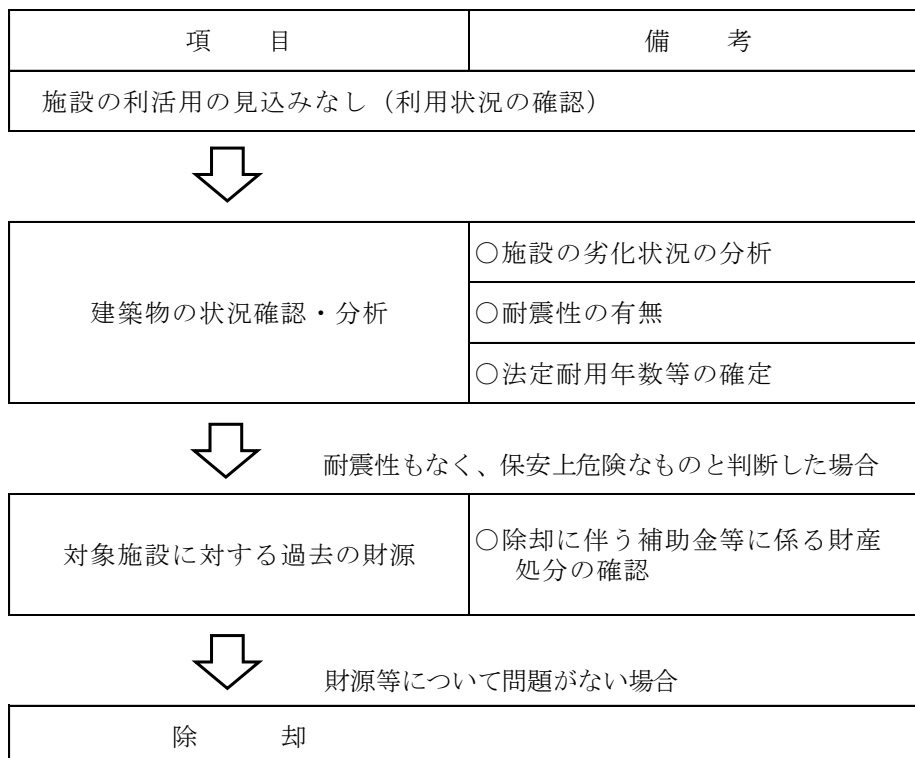
(1) 利活用を決定するための判断基準及び留意事項

「公共的団体」や「民間事業者」等から利活用の提案があった場合は、以下の基準や留意事項に沿って対応します。

項目	内容
判断基準	○ 提案項目の評価
	○ 施設設置の必要性
	○ 活用計画の実現性
	○ 地域の意向との適合
	○ 財源投入の妥当性(必要な場合)
	○ 運営主体の妥当性
	○ 法令等との整合性
留意事項	○ 貸付期間及び貸付収入の明確化
	○ 施設改修経費負担の明確化
その他	○ 暫定利用

(2) 除却等の判断基準

除却等を行う場合についての基本的流れを下記のとおりとします。



別 紙

様式 1 : 愛南町廃止施設利活用申請書

様式 2 : 愛南町廃止施設利活用計画書

様式 3 : 申請者概要書

【様式1】

令和 年 月 日

愛南町長 様

所在地又は住所
名称又は氏名
代表者職氏名
電話番号

愛南町廃止施設利活用申請書

愛南町廃止施設の利活用のための基本方針に基づき、下記施設の利活用について、書類を添付し申請いたします。

記

1. 施設名 _____

2. 活用カテゴリー

- 地域（地域活性化）として使用
- 公共的団体等による活用
- 民間事業者等による活用

3. 添付書類

- (1) 愛南町廃止施設利活用計画書【様式2】
- (2) 申請者概要書【様式3】
- (3) その他事業の概要がわかる書類

【様式2】

愛南町廃止施設利活用計画書

1. 計画施設名 _____

2. 事業概要

事業目的	
具体的な事業計画の内容	
事業の特徴・地域への波及効果	

3. 事業実施期間等

事業計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業スケジュール	

4. 実施体制

事業の推進 体制	
雇用計画 ※ある場合	

5. 事業運営に係る収支計画

収 益	
費 用	

6. 施設の活用内容等

施設の活用 規模及び内容	
設備計画	

【様式3】

申請者概要書

氏名または名称 (団体等)	
代表者名	
所在地	
担当者の連絡先	(担当者氏名) (住所) (電話番号) (FAX) (E-mail)
設立年月日 (団体等)	
申請者の営む主な事業 (活動)	
申請者の構成	
特色・備考等	